

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 40,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 463,945 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和6年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道 支出金	地方債	その他	地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	176,187	124,714			7,252	44,221
	高齢者福祉費	102,935	4,536		4,078	13,289	81,032
	児童福祉総務費	14,664	2,896	6,200	601	700	4,267
	児童措置費	28,678	24,380			606	3,692
	保育所費	70,298	4,602		2,180	8,949	54,567
	小計	392,762	161,128	6,200	6,859	30,796	187,779
保健衛生	保健総務費	48,291	69			6,794	41,428
	健康推進費	22,892	1,911		3,873	2,410	14,698
	小計	71,183	1,980	0	3,873	9,204	56,126
合 計		463,945	163,108	6,200	10,732	40,000	243,905

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。